

議案第 8 号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

## 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.23」を「100分の6.33」に改める。

第5条中「26,400円」を「26,900円」に改める。

第5条の2第1号中「20,200円」を「20,100円」に改め、同条第2号中「10,100円」を「10,050円」に改め、同条第3号中「15,150円」を「15,075円」に改める。

第6条中「100分の2.13」を「100分の2.21」に改める。

第7条の2中「8,800円」を「9,100円」に改める。

第7条の3第1号中「6,700円」を「6,900円」に改め、同条第2号中「3,350円」を「3,450円」に改め、同条第3号中「5,025円」を「5,175円」に改める。

第8条中「100分の2.01」を「100分の2.06」に改める。

第9条の2中「10,500円」を「10,700円」に改める。

第9条の3中「5,600円」を「5,700円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,480円」を「18,830円」に改め、同号イ(ア)中「14,140円」を「14,070円」に改め、同号イ(イ)中「7,070円」を「7,035円」に改め、同号イ(ウ)中「10,605円」を「10,553円」に改め、同号ウ中「6,160円」を「6,370円」に改め、同号エ(ア)中「4,690円」を「4,830円」に改め、同号エ(イ)中「2,345円」を「2,415円」に改め、同号エ(ウ)中「3,518円」を「3,623円」に改め、同号オ中「7,350円」を「7,490円」に改め、同号カ中「3,920円」を「3,990円」に改め、同項第2号ア中「13,200円」を「13,450円」に改め、同号イ(ア)中「10,100円」を「10,050円」に改め、同号イ(イ)中「5,050円」を「5,025円」に改め、同号イ(ウ)中「7,575円」を「7,538円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,550円」に改め、同号エ(ア)中「3,350円」を「3,450円」に改め、同号エ(イ)中「1,675円」を「1,725円」に改め、同号エ(ウ)中「2,513円」を「2,588円」に

改め、同号オ中「5, 250円」を「5, 350円」に改め、同号カ中「2, 800円」を「2, 850円」に改め、同項第3号ア中「5, 280円」を「5, 380円」に改め、同号イ(ア)中「4, 040円」を「4, 020円」に改め、同号イ(イ)中「2, 020円」を「2, 010円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 030円」を「3, 015円」に改め、同号ウ中「1, 760円」を「1, 820円」に改め、同号エ(ア)中「1, 340円」を「1, 380円」に改め、同号エ(イ)中「670円」を「690円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 005円」を「1, 035円」に改め、同号オ中「2, 100円」を「2, 140円」に改め、同号カ中「1, 120円」を「1, 140円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 960円」を「4, 035円」に改め、同号イ中「6, 600円」を「6, 725円」に改め、同号ウ中「10, 560円」を「10, 760円」に改め、同号エ中「13, 200円」を「13, 450円」に改め、同項第2号ア中「1, 320円」を「1, 365円」に改め、同号イ中「2, 200円」を「2, 275円」に改め、同号ウ中「3, 520円」を「3, 640円」に改め、同号エ中「4, 400円」を「4, 550円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案の概要

### 1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の2及び第9条の3関係）

区分		改正後	改正前	
		令和5年度分以後	令和4年度分まで	
基礎課 税額	所得割額	6.33%	6.23%	
	均等割額	26,900円	26,400円	
	平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	20,100円	20,200円
		特定世帯	10,050円	10,100円
		特定継続世帯	15,075円	15,150円
後期高 齢者支 援金等 課税額	所得割額	2.21%	2.13%	
	均等割額	9,100円	8,800円	
	平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	6,900円	6,700円
		特定世帯	3,450円	3,350円
		特定継続世帯	5,175円	5,025円
介護納付金課 税額	所得割額	2.06%	2.01%	
	均等割額	10,700円	10,500円	
	平等割額	5,700円	5,600円	

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

	改正後	改正前

区分		令和5年度分以後	令和4年度分まで
基礎課税額	7割軽減	18,830円	18,480円
	5割軽減	13,450円	13,200円
	2割軽減	5,380円	5,280円
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	6,370円	6,160円
	5割軽減	4,550円	4,400円
	2割軽減	1,820円	1,760円
介護納付金課税額	7割軽減	7,490円	7,350円
	5割軽減	5,350円	5,250円
	2割軽減	2,140円	2,100円

(3) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

区分			改正後	改正前	
			令和5年度分以後	令和4年度分まで	
基礎課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,070円	14,140円	
		特定世帯	7,035円	7,070円	
	5割軽減	特定継続世帯	10,553円	10,605円	
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,050円	10,100円	
	2割軽減	特定世帯	5,025円	5,050円	
		特定継続世帯	7,538円	7,575円	
	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,020円	4,040円	
		特定世帯	2,010円	2,020円	
		特定継続世帯	3,015円	3,030円	
	後期高齢者	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,830円	4,690円
			特定世帯	2,415円	2,345円

年齢 者支 援金 等課 税額	減	特定継続世帯	3,623円	3,518円
	5割	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3,450円	3,350円
		特定世帯	1,725円	1,675円
	減	特定継続世帯	2,588円	2,513円
		特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,380円	1,340円
	軽	特定世帯	690円	670円
		特定継続世帯	1,035円	1,005円
	介護納 付金課 税額	7割軽減	3,990円	3,920円
		5割軽減	2,850円	2,800円
		2割軽減	1,140円	1,120円

(4) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第2項関係)

区分		改正後	改正前
		令和5年度分以後	令和4年度分まで
基礎課税額	7割軽減	4,035円	3,960円
	5割軽減	6,725円	6,600円
	2割軽減	10,760円	10,560円
	上記以外	13,450円	13,200円
後期高齢者支 援金等課税額	7割軽減	1,365円	1,320円
	5割軽減	2,275円	2,200円
	2割軽減	3,640円	3,520円
	上記以外	4,550円	4,400円

### 3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。